

茨木市情報公開審査会

答 申 書

平成31年2月28日

茨情審答申第39号

茨木市情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

茨木市長（以下「実施機関」という。）が平成30年7月20日付けで審査請求人に対して行った公文書部分公開決定及び公文書非公開決定は、妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 審査請求人による公開請求

審査請求人は、平成30年6月21日、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により「茨木市ユースプラザ事業業務委託に係るプロポーザル実施に関する文書」として次に掲げる公文書の公開を求め、実施機関に対して公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 参加申込書（様式2号）（以下「請求文書①」という。）
- (2) 業務実務報告書（様式3号）（以下「請求文書②」という。）
- (3) 業務実施体制調書（様式4、4-2号）（以下「請求文書③」という。）
- (4) 企画提案書（以下「請求文書④」という。）
- (5) 参考見積書（様式5号）（以下「請求文書⑤」という。）
- (6) プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料（以下「請求文書⑥」という。）
- (7) 選定会議委員名簿（以下「請求文書⑦」という。）
- (8) 同上採点表（以下「請求文書⑧」という。）
- (9) 事務局審査採点表（以下「請求文書⑨」という。）
- (10) 業務委託契約書および金額（以下「請求文書⑩」という。）

### 2 公開請求に係る公文書の特定

実施機関は、次に掲げる請求文書の区分に応じ、本件請求に対応する公文書を特定した。

#### (1) 請求文書①、請求文書②及び請求文書③ 次に掲げる公文書

##### ア 東ブロックに関する公文書

- (ア) 参加申込書【様式2号】（A事業者）（平成30年4月26日付け）（添付書類を含む。）（以下「公文書①-東-1」という。）
- (イ) 参加申込書【様式2号】（B事業者）（平成30年4月26日付け）（添付書類を含む。）（以下「公文書①-東-2」という。）

##### イ 南ブロックに関する公文書

- 参加申込書【様式2号】（C事業者）（平成30年4月25日付け）（添付書類を含む。）（以下「公文書①-南」という。）

##### ウ 西ブロックに関する公文書

- (ア) 参加申込書【様式2号】（D事業者）（平成30年4月25日付け）（添付書類を含む。）（以下「公文書①-西-1」という。）

- (イ) 参加申込書【様式2号】(E事業者) (平成30年4月26日) (以下「公文書①-西-2」という。)
- (ウ) 参加申込書【様式2号】(F事業者) (平成30年4月25日付け) (添付書類を含む。)(以下「公文書①-西-3」という。)
- (エ) プロポーザル参加辞退届【様式8号】(F事業者) (平成30年5月21日受付) (以下「公文書②」という。)
- エ 北ブロックに関する公文書
  - (ア) 参加申込書【様式2号】(G事業者) (平成30年4月26日付け) (添付書類を含む。)(以下「公文書①-北-1」という。)
  - (イ) 参加申込書【様式2号】(D事業者) (平成30年4月25日付け) (添付書類を含む。)(以下「公文書①-北-2」という。)
  - (ウ) 参加申込書【様式2号】(H事業者) (平成30年4月26日付け) (添付書類を含む。)(以下「公文書①-北-3」という。)
- (2) 請求文書④ 次に掲げる公文書
  - ア 東ブロックに関する公文書
    - (ア) 企画提案書(A事業者) (以下「公文書③-東-1」という。)
    - (イ) 企画提案書(B事業者) (以下「公文書③-東-2」という。)
  - イ 南ブロックに関する公文書
    - 企画提案書(C事業者) (以下「公文書③-南」という。)
  - ウ 西ブロックに関する公文書
    - (ア) 企画提案書(D事業者) (以下「公文書③-西-1」という。)
    - (イ) 企画提案書(E事業者) (以下「公文書③-西-2」という。)
  - エ 北ブロックに関する公文書
    - (ア) 企画提案書(G事業者) (以下「公文書③-北-1」という。)
    - (イ) 企画提案書(D事業者) (以下「公文書③-北-2」という。)
    - (ウ) 企画提案書(H事業者) (以下「公文書③-北-3」という。)
- (3) 請求文書⑤ 次に掲げる公文書
  - ア 東ブロックに関する公文書
    - (ア) 参考見積書【様式5号】(A事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-東-1」という。)
    - (イ) 参考見積書【様式5号】(B事業者) (平成30年5月25日付け) (以下「公文書④-東-2」という。)
  - イ 南ブロックに関する公文書
    - 参考見積書【様式5号】(C事業者(南ブロック)) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-南」という。)
  - ウ 西ブロックに関する公文書

- (ア) 参考見積書【様式5号】(D事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-西-1」という。)
- (イ) 参考見積書【様式5号】(E事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-西-2」という。)
- エ 北ブロックに関する公文書
  - (ア) 参考見積書【様式5号】(G事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-北-1」という。)
  - (イ) 参考見積書【様式5号】(D事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-北-2」という。)
  - (ウ) 参考見積書【様式5号】(H事業者) (平成30年5月28日付け) (以下「公文書④-北-3」という。)
- (4) 請求文書⑥ 次に掲げる公文書
  - ア 東ブロックに関する公文書
    - (ア) プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料(A事業者) (以下「公文書⑤-東-1」という。)
    - (イ) プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料(B事業者) (以下「公文書⑤-東-2」という。)
  - イ 西ブロックに関する公文書
    - プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料(E事業者) (以下「公文書⑤-西」という。)
  - ウ 北ブロックに関する公文書
    - (ア) プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料(G事業者) (以下「公文書⑤-北-1」という。)
    - (イ) プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料(H事業者) (以下「公文書⑤-北-2」という。)
- (5) 請求文書⑦ 茨木市ユースプラザ事業業務委託プロポーザル選定会議要領(平成30年4月6日実施) (以下「公文書⑥」という。)
- (6) 請求文書⑧ 茨木市ユースプラザ事業業務委託審査用紙(以下「公文書⑦」という。)
- (7) 請求文書⑨ 事務局審査(以下「公文書⑧」という。)
- (8) 請求文書⑩ 次に掲げる公文書
  - ア 東ブロックに関する公文書
    - 茨木市ユースプラザ事業業務委託契約書(A事業者) (以下「公文書⑨-東」という。)
  - イ 南ブロックに関する公文書
    - 茨木市ユースプラザ事業業務委託契約書(C事業者) (以下「公文書⑨-南」という。)

という。)

ウ 西ブロックに関する公文書

茨木市ユースプラザ事業業務委託契約書 (D事業者) (以下「公文書⑨-西」という。)

エ 北ブロックに関する公文書

茨木市ユースプラザ事業業務委託契約書 (G事業者) (以下「公文書⑨-北」という。)

3 公開決定等の期間の延長

実施機関は、平成30年7月5日付けで、上記2の公文書について、非公開情報に該当する情報が含まれ、公開決定等の判断に相当の日数を要すること、また、同年6月18日に発生した地震に伴う災害対応業務を行っていることにより、期限内に公開決定等を行うことが事務処理上困難であることを理由に、同年7月20日まで公開決定等の期間を延長する処分を行い、公文書公開決定等期間延長通知書(茨こ政第999号)をもって、審査請求人に通知した。

4 公開請求に対する決定

(1) 公文書公開決定処分

実施機関は、平成30年7月20日付けで、公文書④-東-1、南、西-1及び北-1から3まで、公文書⑥並びに公文書⑨-東、南、西及び北について公文書公開決定処分(以下「本件公開処分」という。)を行い、公文書公開決定通知書(茨こ政第000884号)をもって、審査請求人に通知した。

(2) 公文書部分公開決定処分

また、実施機関は、同日付けで、公文書①-東-1及び2、南、西-1から3まで並びに北-1から3まで、公文書②、公文書④-東-2及び西-2、公文書⑦並びに公文書⑧について公文書部分公開決定処分(以下「本件部分公開処分」という。)を行い、公文書部分公開決定通知書(茨こ政第000884号)をもって、審査請求人に通知した。

(3) 公文書非公開決定処分

さらに、実施機関は、同日付けで、公文書③-東-1及び2、南、西-1及び2並びに北-1から3まで並びに公文書⑤-東-1及び2、西並びに北-1及び2について公文書非公開決定処分(以下「本件非公開処分」という。)を行い、公文書非公開決定通知書(茨こ政第000884号)をもって、審査請求人に通知した。

5 実施機関に対する審査請求

審査請求人は、平成30年8月17日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件部分公開処分及び本件非公開処分を不服として、実施機関に対し、これらの処分を取り消し、「全部公開」とすることを求める旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

## 6 審査会への諮問

実施機関は、平成30年9月26日、条例第20条第1項の規定により、本件審査請求に対する裁決について、茨木市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 7 審査会の対応

### (1) 実施機関の職員からの理由説明

審査会は、平成30年10月3日、実施機関の職員から口頭による理由説明を聴いた。

### (2) 実施機関からの弁明書の提出

実施機関は、平成30年10月15日、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項及び第5項の規定により弁明書を作成し、審査請求人に送付するとともに、その写しを審査会に提出した。

### (3) 審査請求人による口頭意見陳述

審査請求人は、平成30年11月21日、口頭意見陳述に関する資料を審査会に提出し、口頭による意見陳述を行った。

## 第3 審査請求の趣旨及び主張要旨

### 1 審査請求書における主張

審査請求人は、審査請求書において、本件部分公開処分及び本件非公開処分を取り消し、「全部公開」とすることを求め、その理由を次のように主張した。

#### (1) 本件部分公開処分に対する審査請求の理由

ア 実施機関は、本件部分公開処分の理由として「条例第7条第2号」を挙げている。

イ 審査請求人は、下記(2)の理由により承服できない。

ウ 実施機関は、本件部分公開処分の理由として「条例第7条第1号」を挙げている。

エ 審査請求人は、公募による審査が前提であることは、当該事業者も納得の上での応募である以上、個人名が開示されることは了解していると解すべきであると考えます。

オ また、事業受託者が応募どおりの人員配置を果たしているかを検証する上でも、個人名の開示は必要と考えます。公正な事業運営の担保として開示すべきである。

カ 実施機関は、本件部分公開処分の理由として「条例第7条第6号」を挙げている。

キ 審査請求人は、「政治資金収支報告書コピー裁判」や「裁判傍聴メモ裁判」の最高裁判決及び昨今の撮影や録音機器の進歩を鑑みるに、一旦傍聴や閲覧を

許可した以上、それらの情報は開示されたと同等とみなすべきであるとする。

(2) 本件非公開処分に対する審査請求の理由

ア 実施機関は、本件非公開処分の理由として「条例第7条第2号」を挙げている。

イ 実施機関は、「事業活動上のノウハウ及び取引先情報であり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な理由を害するおそれがあるため」と主張する。

ウ 実施機関は、「当該事業者のプロポーザル審査における評価点が明らかになり、・・・事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある」とも非公開根拠として主張する。

エ しかしながら本プロポーザル型公募は、公開を前提としていること、応募事業者全員が納得した上での応募であり、したがって応募内容が公開されることは了解済みのはずであり、非公開とすべき情報は記載しないと解するのが常識である。

オ 実施機関が主張する根拠は、具体的蓋然性が説明されておらず、とりあえず非公開とするために漫然と使用しており、条例の制定趣旨を著しく冒瀆するものである。

カ また、プロポーザル会場で傍聴者が聴取できた情報は、市民に等しく公開されることが公開型公募の趣旨に沿うものである。

2 口頭意見陳述における主張

また、審査請求人は、口頭による意見陳述において、下記(1)のとおり陳述の趣旨を披歴した上で、下記(2)のとおり具体的陳述を行った。

(1) 陳述の趣旨

ア 実施機関は、条例第7条第1号の運用を誤っている。

イ 「個人名」があることにより機械的自動的に一律非公開とすることは、条例の趣旨に反する。

ウ 請求文書の非公開の部分について、情報公開制度の趣旨に沿った吟味を求め、全部公開することを求める。

(2) 陳述の内容

ア 条例第7条が内包する矛盾について

(ア) 通常の公文書は原則公開であり、非公開にすべきと規定されている情報のみが非公開にできる。

(イ) 個人に関する情報等は原則非公開であり、法令等の規定により公開するものである。

(ウ) 条例の運用において、個人に関する情報は、スクリーニングすることなく機械的自動的に一律非公開とされている。

(エ) 開示における権利利益を害するおそれに関する吟味もなく、非公開理由の

明示もなく秘匿されている。

イ 条例の解釈運用の誤りについて

- (ア) 条例第1条（目的）は、「市民の「知る権利」を尊重し、・・・市政について市民に説明する責務が全うするようにする」としている。
- (イ) 機械的自動的に一律非公開処分とすることは、市民の知る権利を阻害する不利益処分に当たる。
- (ウ) 市民に対して不利益処分を課す場合には、非公開理由を明示しなくてはならない。
- (エ) 本件文書では、非公開とするエビデンスを示すことなく、機械的自動的に一律非公開としており、条例の趣旨に反している。

ウ 公平公正な説明責任を果たすために秘匿すべきでないことについて

- (ア) 本件文書は、茨木市が実施した公開によるプロポーザルを含む委託事業に関する文書である。
- (イ) 公募の趣旨は、本件事業の受託事業者の選定が公明正大に実施されていることを説明するためである。
- (ウ) よって、審査、取り分け最終審査でのジャッジの公開が審査の透明性を左右する。
- (エ) 事業ジャッジについては、いつ、どこで、誰が、どのような内容の審査をしたのかが公表されることにより、事業者選定の透明性が担保される。
- (オ) 多くの分野のジャッジにおいては、審査員も投票点も公表されている。例えば、大多数のスポーツ（野球、相撲、柔道及びボクシング）、紅白歌合戦及び裁判である。
- (カ) よって、公募事業において、審査員と投票点等を秘匿すべき特段の理由はない。
- (キ) 本件事案においては、開示での権利侵害に関する蓋然性ある具体的説明はなかった。

エ 応募法人の情報について

- (ア) 今回の事業は、公募によると事前に説明されている。
- (イ) 市に提出した文書は、原則公開とされることは、当該法人は当然理解している。
- (ウ) 事業ノウハウ等については、公募が前提なので事業者は当然配慮済みである。
- (エ) 本件事業では、資格要件を有する人材が必須とされている。
- (オ) 市民が、資格要件等が満たされている等を検証する上で資格者名等は必要である。
- (カ) 資格要件者名が開示によって生じる具体的不利益や権利侵害が明示されて



いない。

(キ) よって、個人情報ということでもって機械的自動的に一律非公開は誤っている。

オ 事業遂行上の資格要件等の情報は公開されていることについて

(ア) 一般社会では、資格要件に必須の個人名等は開示、公開されている。(法令も含む。)例えば、建設現場での建築審査や労災認定における資格者名、連絡先、病院や薬局、介護施設等、危険物取扱事業所、飲食業、運輸事業(バス、タクシー、電車、航空機、貨物集配等)である。

(イ) 資格要件の是非にかかわらず、担当者名等の個人名を開示している。例えば、サービス業等では、担当者名をレシート等で開示している。

(ウ) よって、個人情報ということでもって機械的自動的に一律非公開は誤っている。

カ 職員名について

(ア) 本市では公務従事中の職員は、氏名プレートの装着を義務付けている。

(イ) 公人である市職員が、職務や権限を行使する公務に関連する場面で、氏名を秘匿する理由はない。

(ウ) 逆に、出处進退を明らかにすることにより、公務や説明責任への信頼が高まる。

(エ) 本件文書においては、審査に関与した職員名や所作に関する情報が秘匿されている。

(オ) 職員名を、公務と私的領域とを峻別することなく機械的自動的に一律非公開とする条例の運用は誤っている。

キ まとめ

(ア) 保護されるべきプライバシーの非公開は言わずもがなである。

(イ) 公務における職員の情報はプライバシーに該当せず、公益に反する場合を除き開示すべきである。

(ウ) 個人が識別される情報が、機械的自動的に秘匿されるのは、条例の趣旨に反する。

(エ) 本件事案どおりの条例の運用が今後も続けられれば、情報公開制度の破壊を助長することになる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件部分公開処分及び本件非公開処分は妥当であるとして、口頭による理由の説明及び弁明書により、おおむね次のように主張した。

##### 1 本件部分公開処分及び本件非公開処分の理由

(1) 本件部分公開処分は、実施機関が上記第2の2において特定した公文書のう

ち、その一部に条例第7条に規定する非公開情報が記録されているものについて部分公開決定処分を行ったものであり、公開しない部分及び公開しない理由については、別表第1のとおりである。

(2) また、本件非公開処分は、実施機関が上記第2の2において特定した公文書のうち、条例第7条に規定する非公開情報が記録されているものについて非公開決定処分を行ったものであり、公開しない理由については、別表第2のとおりである。

## 2 本件部分公開処分に関する審査請求人の主張に対する実施機関の弁明

審査請求人は、本件部分公開処分を取り消し、「全部公開」とすることを求めているが、実施機関は、次の理由により本件部分公開処分を行ったもので、当該処分は適正なものである。

### (1) 条例第7条第1号該当を理由とする非公開について

#### ア 非公開とした情報

本件部分公開処分において条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした情報は、次のとおりである。

(ア) 公文書①（参加申込書）及び公文書②（プロポーザル参加辞退届）の連絡先に記載されているスタッフ個人の氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス

(イ) 公文書①（業務実施体制調書）に記載された相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績

#### イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 上記ア(ア)に掲げる情報は、茨木市ユースプラザ事業業務委託契約（以下「本件契約」という。）の相手方となる候補者について、公募型プロポーザル方式による選定を行うに当たり、参加を希望する事業者（以下「参加事業者」という。）から実施機関へ提出された「参加申込書」及び「辞退届」に記載された情報である。

これらの情報は、参加事業者に属するスタッフの氏名並びにスタッフ個人の電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスであり、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものとして非公開とした。

(イ) また、上記ア(イ)に掲げる情報は、参加事業者から実施機関へ提出された「参加申込書」の添付書類である「業務実施体制調書」に記載された相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフとして配置予定である者の氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績である。

これらの情報は一体として個人を識別することができる個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものとして非公開とした。

ウ 審査請求人の主張の当否について

審査請求人は、これらの情報の公開を求め、下記(ア)及び(イ)のとおり主張するが、その当否について実施機関は以下のとおり判断している。

(ア) 個人名が開示されることの了解について

審査請求人は、「公募による審査が前提であることは、当該事業者も納得の上での応募である以上、個人名が開示されることは了解していると解すべきである」旨を主張する。この点について実施機関は、以下のとおり考える。

a 審査請求人が主張するように個人名が公になることに了解が得られていたとすれば、当該情報は条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開されることとなる。

しかし、実施機関は、参加事業者が本件契約に係る公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に応募したことをもって、スタッフ個人の氏名が公開されることの了解を得られているとは考えていない。以下、その理由について述べる。

b 本件プロポーザルにおいては、プレゼンテーションを公開で実施することとしており、その旨を茨木市ユースプラザ事業業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）（以下「プロポーザル実施要項」という。）第4項に定めているが、同項には条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開しないものとする旨が明記されている。

また、プロポーザル実施要項第16項においても、選定の過程等に関する情報公開については、条例の規定に基づいて対応する旨が明記されている。

これらの内容は、プロポーザル実施要項に記載するのみならず、平成30年4月18日に開催した本件プロポーザルに関する説明会の場でも、実施機関の職員から参加事業者に対して口頭により説明しているものである。

したがって、実施機関と参加事業者の間においては選定の過程等に関する情報公開について一定の合意が形成されており、参加事業者は、条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開されないという認識の下、各種の情報を実施機関に提供しているところである。

c さらに、プレゼンテーションの実施の状況からみても、公文書①（参加申込書・業務実施体制調書）及び公文書②（プロポーザル参加辞退届）は傍聴者に配布等をしておらず、また、別途、公表しているものでもない。

d よって、スタッフ個人の氏名は、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しな

い。

(イ) 公正な事業運営の担保としての開示について

加えて、審査請求人は、「事業受託者が応募通りの人員配置を果たしているかを検証する上でも、個人名の開示は必要と考える。公正な事業運営の担保として開示すべきである」と主張している。

この点について、条例第9条には公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開できる旨が定められている。

しかし、本件契約に係る人員配置については、実施機関が本件契約の当事者として契約内容に基づき事業受託者に履行を求めるものであって、参加事業者のスタッフ個人の氏名を公開することについて公益上特に必要があるとは認められない。

(2) 条例第7条第2号該当を理由とする非公開について

ア 非公開とした情報

本件部分公開処分において条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした情報は、次のとおりである。

(ア) 選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報

a 評価点が直接的に明らかとなる情報

公文書⑦（審査員審査用紙）及び公文書⑧（事務局審査用紙）に記載された審査を受けた事業者のうち選定されなかった事業者の事業所名

b 他の情報と照合することにより評価点が明らかとなる審査に関する情報

公文書⑧（事務局審査用紙）に記載された選定されなかった事業者に係る北ブロックの項目ごとの評価点

c 参加事業者が2者であったブロックにおいて選定されなかった事業者が直接的に特定され、結果として当該事業者の評価点が明らかとなる情報

公文書①（参加申込書）一東-2及び西-2に記載された参加事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者の印影並びに連絡先に記載されている所属、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス並びに公文書④（参考見積書）一東-2及び西-2に記載された参加事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者の印影

d 他の情報と照合することにより参加事業者が2者であったブロックにおいて選定されなかった事業者が特定され、結果として当該事業者の評価点が明らかとなる情報

公文書①（業務実績調書）一東-2及び西-2に記載された発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度

(イ) 事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報

公文書①（業務実績調書）に記載された発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）

(ウ) 人事配置に関する情報

公文書①（業務実施体制調書）に記載された補助スタッフの雇用区分

イ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報について

a 上記ア(ア)の情報は、公にすることにより、選定されなかった各事業者の本件プロポーザルにおける評価点が直接的又は間接的に明らかとなる情報である。

なお、本件プロポーザルの審査結果については市のホームページにおいて公表されており、各参加事業者の評価点も掲載されているが、選定されなかった事業者の名称については匿名となっている。

b 上記ア(ア)の情報を公開し、選定されなかった事業者の評価点が明らかになると、当該評価点が本件プロポーザルにおける提案内容に対する評価であっても、当該事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いことから、公にすることにより、当該評価点が明らかとなる情報を条例第7条第2号に該当するものとして非公開としたものである。

c なお、上記ア(ア)の情報のうち、上記ア(ア) a の情報については、公文書⑦（審査員審査用紙）及び公文書⑧（事務局審査用紙）は、いずれも本件プロポーザルの審査における採点用紙であり、これらの公文書に記載されている選定されなかった事業者の事業所名を公にすると、当該事業者の評価点が直接的に明らかとなるものであり、上記ア(ア) b、c 及び d の情報は、これらの情報を他の情報と照合することで選定されなかった事業者の評価点が間接的に明らかとなるものである。

d 上記ア(ア) b の情報は、本件プロポーザルの事務局審査における採点用紙である公文書⑧に記載された情報のうち、北ブロックにおいて選定されなかった事業者の項目ごとの評価点である。

事務局審査は、参加事業者から提出された公文書①（参加申込書・業務実績調書・業務実施体制調書）及び公文書④（参考見積書）に基づき、業務実績、業務実施体制、市内事業所の有無、参考見積額について、公文書⑧に記載されている基準に従って項目ごとに採点を行うものである。

公文書⑧では選定されなかった事業者の名称は非公開となっているが、北ブロックについては、選定されなかった事業者の名称、所在地、参考見積額等は公文書①－北－2 及び3並びに公文書④－北－2 及び3で公開さ

れていることから、当該事業者の項目ごとの評価点を公開すると、当該評価点とこれらの情報を照合することにより必然的に当該事業者が特定され、結果的に当該事業者の評価点が明らかとなることから、上記ア(ア) bの情報を非公開としたものである。

e また、本件プロポーザルにおいては、4つのブロック（東ブロック、南ブロック、西ブロック及び北ブロック）ごとに参加事業者を公募したが、このうち東ブロック及び西ブロックにおいては参加事業者が2者であった。上記ア(ア) c及びdの情報については、これらのブロックにおいて選定されなかった事業者が1者となることから、当該事業者が特定される情報を公にすると、公文書⑦及び公文書⑧で公開されている評価点や市のホームページで公表されている評価点の情報と照合することで当該事業者の評価点が明らかとなるため、非公開としたものである。

f なお、上記ア(ア) dの情報は、平成25年度から平成29年度までの過去5年間に参加事業者が行った業務のうち、本件契約に係る業務の同種業務及び類似業務の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度が一覧となったものであるが、これらの情報は、インターネット上に掲載されている情報等と照合することで、当該参加事業者を特定できる情報であることから、非公開としたものである。

(イ) 事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報について

上記ア(イ)の情報は、平成25年度から平成29年度までの過去5年間に参加事業者が行った業務のうち、本件契約に係る業務の同種業務及び類似業務の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度が一覧となったものである。

当該情報を一様に公開すると、参加事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が判明することになる。当該ノウハウに関する情報及び取引先に関する情報は、当該参加事業者と対抗関係にある同業者に判明することにより、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いものであることから、条例第7条第2号に該当するものとして非公開としたものである。

(ウ) 人事配置に関する情報について

上記ア(ウ)の情報は、参加事業者の補助スタッフの雇用区分であり、当該補助スタッフが常勤であるか、非常勤であるかの別が記載されているものである。

本件契約における業務実施体制として、相談支援コーディネーター及び支援員については常勤での配置を求めているが、補助スタッフの雇用区分を常勤とするか非常勤とするかは、事業者の判断に委ねられている。その中で、参加事業者がどのような雇用区分で補助スタッフの配置を予定しているかは、当該事業者の人事に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いものであることから、条例第7条第2号に該当するものとして非公開としたものである。

ウ 審査請求人の主張の当否について

審査請求人は、これらの情報の公開を求め、下記(ア)及び(イ)のとおり主張するが、その当否について実施機関は以下のとおり判断している。

(ア) 応募内容が公開されることへの了解について

審査請求人は、「本プロポーザル型公募は、公開を前提としていること、応募事業者全員が納得した上での応募であり、したがって応募内容が公開されることは了解済みのはずであり、非公開とすべき情報は記載しないと解するのが常識である」旨を主張する。

この点について、本件プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されているものの、上記(1)ウ(ア) bで述べたとおり、実施機関と参加事業者の間においては選定の過程等に関する情報公開について一定の合意が形成されており、参加事業者は、条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開されないという認識の下、各種の情報を実施機関に提供しているところである。

(イ) 傍聴者が聴取できた情報の公開について

さらに、審査請求人は「プロポーザル会場で傍聴者が聴取できた情報は、市民に等しく公開されることが公開型公募の趣旨に沿うものである」旨を主張する。

この点について、条例第7条第2号に該当することを理由に部分公開とした公文書①（参加申込書・業務実績調書・業務実施体制調書）、公文書④（参考見積書）、公文書⑦（審査員審査用紙）及び公文書⑧（事務局審査用紙）は、いずれも本件プロポーザル審査におけるプレゼンテーション会場で傍聴者に配布等されたものではない。

(3) 条例第7条第6号該当を理由とする非公開について

ア 非公開とした情報

本件部分公開処分において条例第7条第6号に該当することを理由に非公開とした情報は、公文書⑦（審査員審査用紙）に記載された審査員の職及び氏名である。

イ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 公文書⑦は、本件プロポーザルの審査員である「茨木市ユースプラザ事業委託業務プロポーザル選定会議委員」が参加事業者を採点した採点用紙であり、審査員ごとに作成されている。

したがって、当該公文書に記載されている審査員の職及び氏名を公開すると、当該審査員が各参加事業者に対して審査の項目ごとにどのような採点を行ったかが明らかになるものである。

(イ) 当該情報を公にした場合、今後実施されるプロポーザル審査において、自己の採点内容が明らかになることに審査員が萎縮し、事業者の選定事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものとして非公開としたものである。

ウ 審査請求人の主張の当否について

(ア) 審査請求人は、「一旦傍聴や閲覧を許可した以上、それらの情報は開示されたと同等とみなすべきである」旨を主張する。

(イ) しかし、本件プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されているものの、公文書⑦は、プロポーザル審査における各審査員の採点内容を記載したものであり、プレゼンテーションにおいてその内容の傍聴や閲覧が許可されたものではない。

3 本件非公開処分に関する審査請求人の主張に対する実施機関の弁明

審査請求人は、本件非公開処分を取り消し、「全部公開」とすることを求めているが、実施機関は、次の理由により本件非公開処分を行ったもので、当該処分は適正なものである。

(1) 非公開とした公文書

本件非公開決定処分において条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした公文書は、次のとおりである。

ア 他の情報と照合することにより参加事業者が2者であったブロックにおいて選定されなかった事業者が特定され、結果として当該事業者の評価点が明らかとなる公文書

公文書③（企画提案書）－東－2及び西－2並びに公文書⑤（プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料）－東－2及び西

イ 事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなる公文書

公文書③（企画提案書）及び公文書⑤（プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料）

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 上記(1)アの公文書は、参加事業者から実施機関へ提出された「企画提案書」及びプレゼンテーション審査の際に参加事業者がプロジェクターに投影した資料のうち、東ブロック及び西ブロックにおいて選定されなかった事業者に係るものである。

これらの文書に含まれる当該参加事業者の連携団体、活動内容等は、他の情報と照合することにより、当該参加事業者が特定できる情報であるため、これらの情報を公にすると、上記2(2)イ(ア) eで述べたとおり、選定されなかった事業者の評価点が明らかとなり、当該評価点は上記2(2)イ(ア) bで述べた理由



により条例第7条第2号に該当することから非公開としたものである。

イ また、上記(1)イの公文書は、参加事業者から実施機関へ提出された「企画提案書」及びプレゼンテーション審査の際に参加事業者がプロジェクターに投影した資料の全てである。

当該「企画提案書」及びプロジェクターに投影した資料は、そのデザインを含め、各参加事業者が保有するアイデアや実績に関する情報の集積体であり、当該情報を一様に公開すると、参加事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が公になることとなる。

ウ 当該ノウハウに関する情報及び取引先に関する情報は、参加事業者の経営戦略の要とも位置付けられるものであり、当該参加事業者と対抗関係にある同業者に判明することにより、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いものである。

特に本件プロポーザルに係る別の参加事業者に当該ノウハウに関する情報及び取引先に関する情報の内容が判明すると、今後も本件契約に関して同種の審査が継続して実施される可能性があることから、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性がさらに高まるものである。

エ よって、上記(1)イの公文書については、条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした。

### (3) 審査請求人の主張の当否について

審査請求人は、これらの公文書の公開を求め、下記ア及びイのとおり主張するが、その当否について実施機関は以下のとおり判断している。

#### ア 応募内容が公開されることへの了解について

審査請求人は、「本プロポーザル型公募は、公開を前提としていること、応募事業者全員が納得した上での応募であり、したがって応募内容が公開されることは了解済みのはずであり、非公開とすべき情報は記載しないと解するのが常識である」旨を主張する。

この点について、本件プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されているものの、上記2(1)ウ(ア) bで述べたとおり、実施機関と参加事業者の間においては選定の過程等に関する情報公開について一定の合意が形成されており、参加事業者は、条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開されないという認識の下、各種の情報を実施機関に提供しているところである。

#### イ 傍聴者が聴取できた情報の公開について

さらに、審査請求人は「プロポーザル会場で傍聴者が聴取できた情報は、市民に等しく公開されることが公開型公募の趣旨に沿うものである」旨を主張する。この点について、実施機関は以下のとおり考える。

- (ア) 確かに非公開とした公文書③（企画提案書）及び公文書⑤（プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料）は、傍聴が可能なプレゼンテーション審査において使用されたものであるが、当該プレゼンテーション審査の公開は次のとおり一定の条件を付した限定的な状況の下で実施されたものである。
- a 傍聴の定員が10人であること。
  - b 参加事業者は傍聴ができないこと。
  - c 個室（茨木市立男女共生センターローズWAM404号・405号室）で実施されたものであること。
  - d 傍聴者による「企画提案書」の閲覧は、当該参加事業者がプレゼンテーションを行っている間（質疑応答を含め1者につき25分以内）のみ可能であり、持出しは禁止されていること。
  - e 会場での写真撮影、録画、録音等は禁止であること。
- (イ) したがって、当該プレゼンテーション審査は公開で実施されているが、公文書③（企画提案書）及び公文書⑤（プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料）は、限られた傍聴者が限られた時間のみ閲覧可能であったものであり、当該プレゼンテーションが傍聴可能であったことをもって、これらの公文書を条例に基づき閲覧又は写しの交付の方法により公開することが可能となるものではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的」として制定されたものであり（第1条）、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

### 2 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、実施機関が本件契約の相手方となる候補者を選定するために実施した公募型プロポーザルに関連する文書である。

実施機関は、対象として特定した公文書のうち、参加事業者が提出した参加申込書及びその添付書類、辞退届並びに参考見積書の一部並びに審査における採点結果が記載された審査用紙について本件部分公開処分を行い、参加事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料について本件

非公開処分を行っている。

### 3 本件プロポーザルの特性について

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件プロポーザルが公開であることを前提として、本件請求に係る全ての公文書を公開すべきである旨を主張する。しかし、本件プロポーザルは、以下の特性を有しており、当該主張を認めることはできない。

#### (2) 実施機関と参加事業者の間における事前の合意形成について

確かに、実施機関は、本件プロポーザルにおいては、プレゼンテーションを公開で実施することとしており、その旨をプロポーザル実施要項第4項に定めている。

しかし、同項には条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開しないものとする旨が記載されている。また、プロポーザル実施要項第16項においても、選定の過程等に関する情報公開については、条例の規定に基づいて対応する旨が記載されているほか、本件プロポーザルに関する説明会の場でも、実施機関の職員から参加事業者に対して当該内容を口頭により説明していることが実施機関の職員からの説明により確認できた。

よって、実施機関が主張するように、実施機関と参加事業者の間においては選定の過程等に関する情報公開について一定の合意が形成されており、参加事業者は、条例第7条各号に掲げる非公開情報は公開されないという認識の下、各種の情報を実施機関に提供しているものと考えられる。

#### (3) プレゼンテーションの実施形態について

また、本件プロポーザルにおいて公開されたのは、あくまで「プレゼンテーション」であり、参加申込書等本件プロポーザルに係る全ての文書が公開されたものではなく、プレゼンテーションの傍聴者は「プロジェクター投影資料」の視聴のほか、「企画提案書」のみが閲覧可能であったことが実施機関への聞き取りにより確認された。

さらに、実施機関の職員からの説明により、プレゼンテーションの公開は次のとおり一定の条件を付した限定的な状況の下で実施されたものであることが確認できた。

ア 傍聴の定員が10人であること。

イ 参加事業者は傍聴ができないこと。

ウ 個室（茨木市立男女共生センターローズWAM404号・405号室）で実施されたものであること。

エ 傍聴者による「企画提案書」の閲覧は、当該参加事業者がプレゼンテーションを行っている間（質疑応答を含め1者につき25分以内）のみ可能であり、持出しは禁止されていること。

オ 会場での写真撮影、録画、録音等は禁止であること。

したがって、当該プレゼンテーションの公開は、対象者、時間ともに限定的なものであることから、審査会は、「当該プレゼンテーションが傍聴可能であったことをもって、これらの公文書を条例に基づき閲覧又は写しの交付の方法により公開することが可能となるものではない」という実施機関の主張は妥当であると判断した。

#### (4) 審査会による審査の視座

以上より、実施機関と参加事業者の間における事前の合意形成及びプレゼンテーションの実施形態を考慮に入れると、本件プロポーザルの公開が「限定的な公開」であったという実施機関の主張は否定できないのであって、審査請求人の本件プロポーザルが公開であることを前提として、本件請求に係る全ての公文書を公開すべきである旨の主張を認めることはできない。よって、審査会においては、本件請求に係る公文書が「公にされているもの」とはいえないことを踏まえ、4以降において本件部分公開処分及び本件非公開処分の妥当性について、条例に則して審査することとする。

#### 4 本件部分公開処分の妥当性について

実施機関は、別表第1に掲げる公文書について、条例第7条第1号（個人に関する情報）、条例第7条第2号（法人等に関する情報）及び条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する部分があることを理由に本件部分公開処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、実施機関が提示した当該理由を不服とし、本件部分公開処分を取り消し、非公開とした情報の公開を求めているところである。

以下、別表第1に掲げる公文書に記載された情報の非公開情報該当性について審査する。

##### (1) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

実施機関が条例第7条第1号への該当を理由に非公開とした情報は、参加事業者に属するスタッフ個人の氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス、生年月日、実務経験年数、保有資格、主な業務実績及び活動実績である。

これらの情報は、まさに条例第7条第1号本文に規定された「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものである。

ただし、これらの情報が同号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合は、個人に関する情報であっても公開しなければならないことから、審査請求人の主張を踏まえ、その該当性についても検討したが、そのいずれにも該当するものではなかった。

さらに、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開できる旨を定める条例第9条の該当性についても審査したものの、同じく、同条該当を認めるに足る事実は確認できなかった。

よって、条例第7条第1号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

## (2) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性について

実施機関が条例第7条第2号への該当を理由に非公開とした情報を大別すると、①選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報、②事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなる情報並びに③人事配置に関する情報に分けられる。

以下、これらの情報の条例第7条第2号該当性について検討する。

### ア 選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報について

実施機関は、当該情報を非公開とする理由について「当該評価点が本件プロポーザルにおける提案内容に対する評価であっても、当該事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれ、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高い」と主張する。

プロポーザル方式による選定は、競争入札方式のように価格の点だけで事業者を選定するのではなく、一般的に業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して事業者を選定するものである。

こういったプロポーザル方式による選定の特性を踏まえると、プロポーザルにおける評価点が公になると、当該評価点が当該事業者そのものに対する評価であると認識され、当該事業者の能力が劣るとの評価を受けるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性は高いと考えられる。

よって、実施機関の主張には合理性があり、条例第7条第2号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

### イ 事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなる情報

実施機関は、過去5年間に参加事業者が行った業務のうち、本件契約に係る業務の同種業務及び類似業務の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度が一覧となった情報を事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報として非公開としている。

実施機関の主張するとおり、事業者にとって業務実績や契約実績、取引先等の情報は、営業活動上のノウハウに関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

よって、条例第7条第2号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

#### ウ 人事配置に関する情報

実施機関は、参加事業者の補助スタッフの雇用区分（常勤であるか非常勤であるかの別）を人事配置に関する情報として非公開としている。

事業者が補助スタッフの職に常勤の者を配置するのか非常勤の者を配置するかは、実施機関の主張するとおり当該事業者の人事に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

よって、条例第7条第2号該当を理由に当該情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

#### (3) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

実施機関は、本件請求における「審査員の名簿」に対応する公文書として「茨木市ユースプラザ事業業務委託プロポーザル選定会議要領（平成30年4月6日実施）」を特定し、本件公開処分により審査員（茨木市ユースプラザ事業業務委託プロポーザル選定会議委員）の職が記載された当該公文書を公開している。

一方で、審査員が参加事業者を採点した審査用紙に記載された審査員の職及び氏名については、非公開としている。

これは、審査員として審査に当たった者は公開するが、各審査員が各参加事業者に対してどのような採点を行ったかについては非公開とするものである。

なお、審査請求人は、審査員の職及び氏名について、公務における職員の氏名の情報はプライバシーに該当しないので公開すべきであると主張するが、本件部分公開処分において審査用紙に記載された審査員の職及び氏名については、個人情報として条例第7条第1号該当を理由に非公開とされたものではなく、条例第7条第6号該当を理由に非公開とされているので、審査会においても当該情報の条例第7条第6号該当性について検討するものである。

実施機関は、当該情報を非公開とする理由として「当該情報を公にした場合、今後実施されるプロポーザル審査において、自己の採点内容が明らかになることに審査員が萎縮し、事業者の選定事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張する。

そこで、市におけるプロポーザル審査の実施状況について実施機関に確認したところ、案件ごとに審査員の構成は異なるが、今後も同様のプロポーザル審査が実施される見込みであることが確認できた。

したがって、各審査員の採点内容を明らかにした場合、今後、プロポーザル審査の審査員となった者は、自分がどの事業者にどういった採点をしたのかが公になるとの想定のもとで採点を行うこととなる。

審査会においても、そういった状況の下では、審査員の自由かつ率直な採点が妨げられ、事業者の選定事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

よって、実施機関の主張には合理性があり、条例第7条第6号該当を理由に当該情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

#### 5 本件非公開処分の妥当性について

実施機関は、別表第2に掲げる公文書について、条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当することを理由に本件非公開処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、上記4と同じく、当該実施機関が提示した理由を不服とし、本件非公開処分を取り消し、非公開とした公文書の公開を求めているところである。

実施機関が非公開とした公文書は、参加事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料であり、実施機関は、これらの文書が①事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報及び②選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報であるとしている。

以下、これらの文書の非公開情報該当性について審査する。

##### (1) 事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報としての非公開

参加事業者が作成・提出した「企画提案書」及び「プロジェクター投影資料」を審査会がインカメラ審理により見分したところ、これらの文書には各事業者の独自性のある取組やアイデアが詳細に記述されており、また、そのデザインについても図表や写真を効果的に活用するなど、各事業者の創意工夫が発揮されたものになっていることが確認された。

また、実施機関からの説明により、本件契約の対象となっているユースプラザ事業は、継続して実施される見込みであり、本件プロポーザルと同様の審査が今後も実施される可能性があることが確認できた。

これらのことを踏まえると、これらの文書について「そのデザインを含め、各参加事業者が保有するアイデアや実績に関する情報の集積体であり、当該情報を一様に公開すると、参加事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が公になることとなる」、「当該ノウハウに関する情報及び取引先に関する情報は、参加事業者の経営戦略の要とも位置付けられるものであり、当該参加事業者と対抗関係に同業者に判明することにより、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いものである」との実施機関の主張には合理性がある。

よって、これらの公文書が事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報であるとし、条例第7条第2号該当を理由に非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報としての非公開

実施機関は、「企画提案書」及び「プロジェクター投影資料」のうち、他の情報と照合することにより、当該参加事業者が特定でき、結果として選定されなかった事業者の評価点が明らかとなるものについては非公開としている。

選定されなかった事業者の評価点が明らかとなる情報を非公開とするものの当否については上記4(2)アで述べたとおりであり、実施機関の決定は妥当である。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件部分公開処分及び本件非公開処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

#### 7 結論

以上のことから、審査会は、本件部分公開処分及び本件非公開処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり、答申する。

### 第6 その他

審査会は、今回の諮問に当たって、上記の結論に達したが、「プロポーザル審査」に関する情報の公開について次のとおり意見を述べる。

#### 1 本件プロポーザルにおける事前の合意について

上記第5の3(2)で審査したとおり、本件プロポーザルに関する情報公開について、条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当するものは公開しない旨等の合意が実施機関と参加事業者の間で形成されていることが判明した。

当該合意の形成及び本件プロポーザルにおけるプレゼンテーションの実施形態を踏まえ、審査会は、本件請求に係る公文書に記載された情報の条例第7条各号の該当性について吟味し、上記答申の結論に達したものである。

#### 2 今後の「プロポーザル審査」に関する情報の公開について

しかし、昨今求められる更なる「行政の透明性の向上」のため、今後、「プロポーザル審査」を実施するに当たり、以下の事項について検討されたい。

##### (1) 公表の事前同意について

###### ア 公表について同意のある情報

本件請求に係る公文書には、条例第7条第1号（個人に関する情報）及び条例第7条第2号（法人等に関する情報）への該当を理由に非公開となる情報が存在した。

しかし、個人に関する情報であっても、条例第7条第1号ただし書アにおいて「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、公開情報として位置付けられる。具体的には、「本市が市民に対して公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、該当する本人も公表することについて了承しているもの」、「公表することを前提として提供された情



報」等が茨木市情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）に挙げられている。

また、法人等に関する情報であっても、「公表することを目的として作成・取得した情報」は、解釈運用基準において公開情報とされており、具体的には、「公表することを前提として、法人等から任意に提出された情報」、「公表することについて当該法人等の同意のある情報」等が挙げられている。

#### イ 公募段階での公表への同意

上記アを踏まえ、今後の「プロポーザル審査」においては、事業者を公募する段階で、当該プロポーザル審査に関する情報のうち可能なものについては、条例に基づく公開請求が行われた場合に当該情報を公開することについて、参加事業者の同意を得ておくことが望ましいと考える。

法人等に関する情報については、公開に関し事前に参加事業者の同意を得ておくことで、公開可能となる情報の拡大が図られ、また、より迅速な情報公開の実施に繋がることを期待できると考えられる。もちろん、個人に関する情報については、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮が必要であることは言うまでもない。

#### (2) 参加事業者が自ら公表する情報等の公開について

公表の事前同意については上記(1)のとおりであるが、プロポーザル審査に関する情報には、個人に関する情報や公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報も含まれており、全ての情報について上記(1)イの公表への同意を得ておくことは必ずしも容易ではない。

したがって、実施機関は、事業者を公募する段階でその公表について同意を得ていない情報については、当然ながら公開請求が行われた段階で条例に基づきその公開・非公開を判断することとなる。

この場合において、法人等に関する情報については、解釈運用基準において「公表することを目的として作成・取得した情報」は、公開情報として挙げられており、その具体例として「法人等がPRのため自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報」、「従来から慣行上公表してきた情報」等が記載されている。

昨今の法人等における情報開示の動きを見ると、法令に定められたものに限らず、ホームページ等を利用し、事業情報、財務情報等を積極的に公表する法人等が多く見受けられることに留意すべきである。

今後、「プロポーザル審査」に関する情報公開の可否について、公開の原則に基づき、適切に条例を運用していくためには、実施機関において事業者が自主的に公表している情報の収集に努め、公開請求の対象となっている情報が「法人等がPRのため自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報」、「従来から慣行上公表してきた情報」等として公開されるべき情報ではないか、十分な検討を

行うことが求められるであろう。

### 3 まとめ

以上のおり、実施機関において「プロポーザル審査」における情報公開に関する事前の公開情報の特定のあり方について検討するとともに、公開の原則に基づき今後も適切に条例を運用することによって、「市民への説明責任」を全うし、更なる「行政の透明性の向上」が図られることを望むものである。

審査会の処理経過	
平成30年 9月26日	諮問
10月 3日	第1回審査会
10月15日	弁明書（写し）提出
11月21日	第2回審査会 口頭意見陳述
平成31年 1月17日	第3回審査会
2月28日	答申

別表第1

本件部分公開処分に係る公開しない部分及び公開しない理由

区分	公開しない部分	公開しない理由
公文書①-東-1	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）は、公にすることにより、A事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、A事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-東-2	<p>参加申込書中の申込みをした事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者の印影並びに連絡先に記載されている所属、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>申込みをした事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影並びに連絡先に記載されている所属、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスは、これらの情報を公にすると、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等</p>

		当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名	条例第7条第1号に該当 連絡先に記載されている氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度	条例第7条第2号に該当 発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度は、これらの情報を公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 また、これらの情報を公にすると、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績	条例第7条第1号に該当 相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
公文書④-東-2	参考見積書中の提出した事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影	条例第7条第2号に該当 提出した事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影は、これらの情報を公にすると、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者その

		ものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公文書①-南	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレス	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレスは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実績調書【様式3号】中の業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）は、公にすることにより、C事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、C事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-西-1	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度は、公にすることにより、D事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の</p>

		権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、D事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-西-2	参加申込書中の申込みをした事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者の印影並びに連絡先に記載されている所属、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>申込みをした事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影並びに連絡先に記載されている所属、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスは、これらの情報を公にすると、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	業務実績調書【様式3号】中の業務名、業務内容、契約金額及び年度	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>業務名、業務内容、契約金額及び年度は、これらの情報を公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含</p>

		<p>む。)が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、これらの情報を公にすると、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
公文書④-西-2	<p>参考見積書中の提出した事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>提出した事業者の所在地、事業所名、代表者名及び代表者印の印影は、これらの情報を公にすると、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点(項目ごとの評価点を含む。)が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-西-3	<p>参加申込書中の連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレス</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレスは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度は、公にすることにより、F事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報</p>



	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績</p>	<p>及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、F事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書②	<p>連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレス</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレスは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
公文書①-北-1	<p>参加申込書中の連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレス</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名及びE-mailアドレスは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度は、公にすることにより、G事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>

	年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績	
	業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、G事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-北-2	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	業務実績調書【様式3号】中の発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>発注者名、業務名、業務内容、契約金額及び年度は、公にすることにより、D事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、D事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書①-北-3	参加申込書中の連絡先に記載されている氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>連絡先に記載されている氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>

	<p>業務実績調書【様式3号】中の業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>業務名、業務内容、契約金額及び年度（発注者が茨木市であるものを除く。）は、公にすることにより、H事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4号】【様式4-2号】中の相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績</p>	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>相談支援コーディネーター、支援員及び補助スタッフの氏名、生年月日、実務経験年数、保有資格等、主な業務実績及び活動実績は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>業務実施体制調書【様式4-2号】中の補助スタッフの雇用区分</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>補助スタッフの雇用区分は、H事業者の人事配置に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書⑦	<p>審査を受けた事業者の事業所名（選定された事業者の事業所名を除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>審査を受けた事業者の事業所名（選定された事業者の事業所名を除く。）は、公にすることにより、当該事業者の評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、当該事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>審査員（茨木市ユースプラザ事業委託業務プロポーザル選定会議委員）の職及び氏名</p>	<p>条例第7条第6号に該当</p> <p>審査員（茨木市ユースプラザ事業委託業務プロポーザル選定会議委員）の職及び氏名を公にすると、当該審査員の採点内容が明らかとなることから、今後、同種の事務において自己の採点内容が公になることに審査員が萎縮し、事業者の選定事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

公文書⑧	<p>審査を受けた事業者の事業所名（選定された事業者の事業所名を除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>審査を受けた事業者の事業所名は、公にすることにより、当該事業者のプロポーザル審査における評価点が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、当該事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>北ブロックの項目ごとの評価点（選定された事業者の評価点を除く。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>北ブロックの項目ごとの評価点（選定された事業者の評価点を除く。）は、公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該事業者のプロポーザル審査における評価点が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

## 別表第2

### 本件非公開処分に係る公開しない理由

区分	公開しない理由
公文書③-東-1	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、A事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-東-2	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、企画提案書を公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-南	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、C事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、</p>

	<p>一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-西-1	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、D事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-西-2	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、企画提案書を公にすると、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-北-1	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、G事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、</p>

	<p>一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-北-2	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、D事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書③-北-3	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>企画提案書は、公にすることにより、H事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者の閲覧に供されたのみで持出しは禁止されていたことから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書⑤-東-1	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料は、公にすることにより、A事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者に対し投影された映像としてのみ提示されたものであることから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書⑤-東-2	<p>条例第7条第2号に該当</p>

	<p>プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料は、公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料を公にすると、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者に対し投影された映像としてのみ提示されたものであることから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書⑤ー西	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料は、公にすると、他の情報と照合することにより、当該事業者を特定することができ、当該プロポーザルへの参加事業者が2者であったことから、当該事業者のプロポーザル審査における評価点（項目ごとの評価点を含む。）が明らかとなり、当該評価点がプロポーザルの提案内容に対する評価であっても、事業者そのものに対する評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>また、プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料を公にすると、当該事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウに関する情報及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者に対し投影された映像としてのみ提示されたものであることから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書⑤ー北ー1	条例第7条第2号に該当



	<p>プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料は、公にすることにより、G事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者に対し投影された映像としてのみ提示されたものであることから、公にされている情報とはいえない。</p>
公文書⑤-北-2	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>プレゼンテーションで使用したプロジェクター投影資料は、公にすることにより、H事業者の独自の取組の具体的な実施内容等といった事業活動上のノウハウ及び取引先に関する情報が明らかとなり、プロポーザル方式による同種の審査が今後も継続して実施される可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>なお、当該プロポーザルにおけるプレゼンテーションは公開で実施されたものの、一定の条件（事務状況や経営方針の事業所情報については非公開とする条件等）を付した限定的なものであり、かつ、当該資料はプレゼンテーション会場で傍聴者に対し投影された映像としてのみ提示されたものであることから、公にされている情報とはいえない。</p>